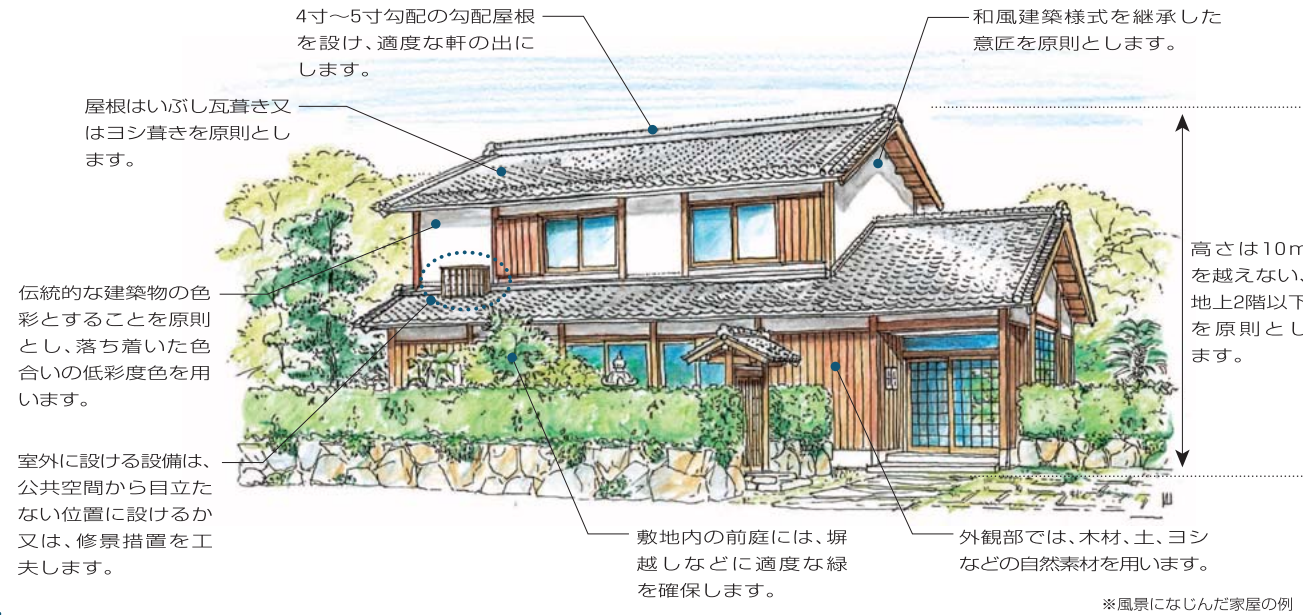


素晴らしい風景を 守りはぐくむために

この地域の美しい風景を大切に守り、はぐくみ、誇りと愛着をもって次世代へと引き継ぐために風景に関する基準を設けています(風景形成基準)。基準は、良質な建造物の多様性を尊重しつつ、美しい風景を壊さないために必要な事項を定めています。以下に主な基準を示します。

旧集落地域

白王(王ノ浜)、中之庄、北津田、島、船木、南津田



里山・ヨシ原等

- ・自然風景に調和するよう建物規模や位置に基準を設けています。
- ・木竹の植栽・伐採に関しては、周辺景観へ配慮して検討してください。

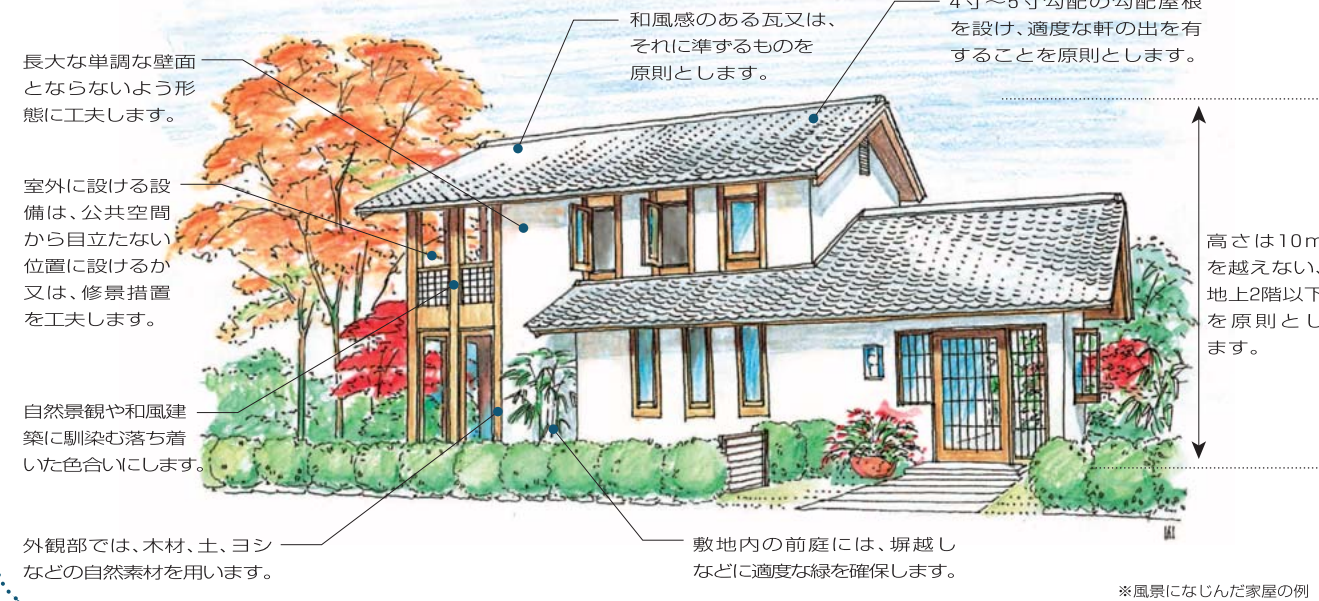
旧集落地域

円山、白王(白部)



新住宅地・市街地地域

よし笛、山の手、北之庄岩崎



農用地

- ・水際の眺めを守るために建物の位置や高さに関する基準を設けています。
- ・大規模な農業用倉庫は周辺の田園景観と調和した意匠とし、勾配屋根を原則とします。